

外貨建定額個人年金保険

ベストセレクション

Best Selection

契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

この保険契約のお申し込みをされる際には、この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり/約款」の内容もあわせてご確認くださいませようお願いいたします。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニライフ生命の投資型商品カスタマーセンターへご連絡ください。



投資型商品カスタマーセンター
0120-925-008

受付時間:月～金曜日 9時～17時(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

募集代理店

大和証券株式会社

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社

本社:〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
ホームページ: www.manulife.co.jp

投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008 受付時間:月～金曜日 9時～17時
祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。

2019年5月現在

MLJ (STDG) 19020163-298703



ご契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。
- 契約通貨建で最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建では元本割れする可能性があります。

募集代理店

大和証券
Daiwa Securities

引受保険会社

Manulife
マニライフ生命

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

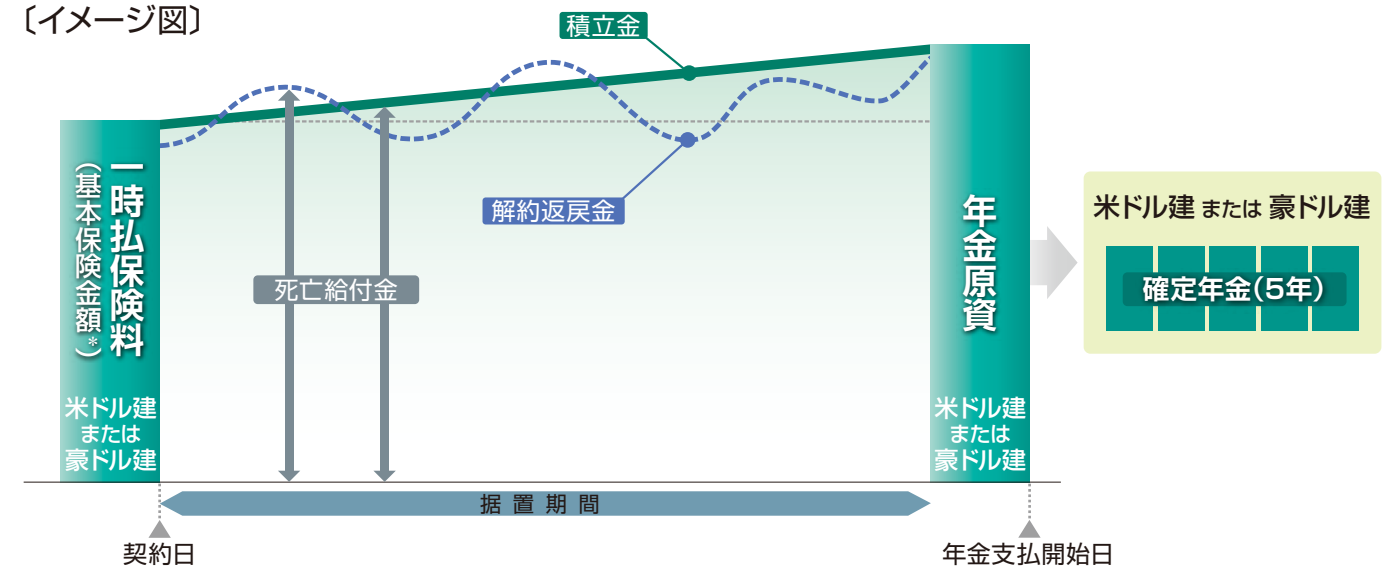
1 引受保険会社について

商号：マニユライフ生命保険株式会社
 本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
 東京オペラシティタワー30階
 連絡先：投資型商品カスタマーセンター TEL：0120-925-008
 受付時間：月～金曜日 9時～17時（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。）
 ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険の名称(正式名称)は、外貨建定額個人年金保険です。
- この保険は、ご契約時に一時でお払い込みいただいた保険料を積立金として、選択いただいた通貨等に応じた積立利率で運用し、年金支払開始日前日の積立金額およびご契約日に設定されている年金額算出率に基づき、毎年一定額の年金(確定年金(5年))をお支払いする生命保険です。
- この保険にかかる一時払保険料・年金・死亡給付金等の金銭の授受は、ご契約時に選択いただいた通貨(契約通貨)で行います。契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
 ※ご契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、ご契約日に設定されている積立利率が適用されます。
 ※積立利率は、年0.05%を最低保証します。
- 積立利率を決定する際に、**死亡保障に必要な費用、保険契約の維持・締結に必要な費用である保険関係費をあらかじめ差し引きます。**
- 年金額算出率は、積立利率に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定されます。ご契約日に設定されている年金額算出率を年金支払開始日前日の積立金額に乗じた金額が年金額となります。

〔イメージ図〕



*基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。
 ※上図は、確定年金の場合のイメージ図です。将来の積立金額・死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。

3 この保険のリスクについて

- ⚠ **為替リスクについて**
 この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- ⚠ **解約返戻金額等が一時払保険料を下回る可能性について**
 この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、解約返戻金額*または年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 *一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

4 付加いただける主な特約について

※くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

■ 保険料の払込通貨に関する特約

- ・保険料円入金特約A型 ・保険料米ドル入金特約A型 ・保険料ユーロ入金特約A型
- ・保険料豪ドル入金特約A型 ・保険料ニュージーランドドル入金特約A型

●保険料を契約通貨と異なる通貨(円・米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル)でお支払いいただける特約です。この場合、契約通貨と異なる通貨でお支払いいただいた保険料相当額を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて契約通貨建の保険料を計算します。

※これらの特約を重複して付加いただくことはできません。

対象	換算基準日
保険料	マニライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領した日

■ 円建年金移行特約

●解約返戻金額を円に換算した金額が、あらかじめ設定された目標額(解約返戻金の円換算目標額)に到達した場合に、据置期間付円建年金へ自動的に移行する特約です。年金支払開始日前までいつでも付加いただけます。

●目標額は、ご契約者を選択いただく120%・130%・140%・150%のいずれかの目標値を下表の円換算一時払保険料に乗じた金額となります。

保険料の払込通貨	円換算一時払保険料
円	お支払いいただいた金額
米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル	保険料の払込通貨が契約通貨と同じ場合は一時払保険料、契約通貨と異なる場合は保険料の払込通貨による払込額をマニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レート*を用いて円換算した金額

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)となります。

●据置期間付円建年金への移行日前は、ご契約者のお申し出により、目標値を変更することにより目標額を変更すること、およびこの特約を解約することができます。

※変更する目標額は、変更時の解約返戻金額を円に換算した金額より大きい金額とします。

●据置期間付円建年金への移行日前に一部解約した場合、基本保険金額が減額された割合と同じ割合で円換算一時払保険料が減額されるため、目標額は減額後の円換算一時払保険料に目標値を乗じた金額に変更されます。

●ご契約日の1年経過後の契約応当日から年金支払開始日前日までのマニライフ生命が指定する金融機関の営業日において、解約返戻金額をその日のマニライフ生命の定める為替レートにより円に換算した金額が目標額以上となった場合には、その翌日を移行日として、据置期間付円建年金に移行します。

据置期間付円建年金へ移行後は、外貨でのお取り扱いはいたしません。

●据置期間付円建年金へ移行後の積立金は、年金支払開始日前日までマニライフ生命の定める利率(ご契約日に設定されている積立利率とは異なります。)による利息をつけて積み立てます。

●据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中、ご契約者のお申し出により、毎年の年単位の契約応当日に年金支払開始日を繰り上げることができます。

※円建年金移行特約と年金支払総額保証付終身年金特約を重複して付加いただくことはできません。

■ 年金支払総額保証付終身年金特約

●年金の種類を確定年金にかえて年金支払総額保証付終身年金にする特約です。ご契約時に年金支払総額保証割合110%または130%のいずれかを選択いただけます。なお、この特約はご契約時にのみ付加いただけます。ご契約後、この特約のみを解約することはできません。また、ご契約時に選択いただいた年金支払総額保証割合を変更することもできません。

●年金の合計額として、つぎの算式により計算される保証金額*1を契約通貨建で保証します。

$$\text{保証金額} = \text{年金額} \times \{ \text{年金支払総額保証割合} (110\% \text{または} 130\%) \div \text{年金額算出率} \} *2$$

*1 保証金額は、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のことです。

*2 計算された数値は、年金の合計額が保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数点第1位以下を切り上げます。

●ご契約時に即時払年金特約を付加することにより、ご契約日を年金支払開始日とすることができます(据置期間0年)。この場合、第1回の年金は、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日にお支払いします。また、第2回以降の年金のお支払いは、毎年の契約応当日となります。

※この特約を付加した場合の積立利率・年金額算出率は、確定年金の場合とは異なります。また、年金額算出率は、被保険者の性別・年金支払開始年齢・年金支払総額保証割合によっても異なります。

※円建年金移行特約と年金支払総額保証付終身年金特約を重複して付加いただくことはできません。

! ご注意

●年金の合計額として保証金額を契約通貨建で保証するのは、保証金額に到達するまで年金をお支払いした場合です。ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。

●年金の合計額は、契約通貨建で最低保証されています。そのため、年金の支払総額を円に換算した場合、為替レートによっては保証金額の円換算額や、お支払いいただいた金額の円換算額(円でお支払いいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。

●外貨でお支払いする年金に源泉徴収税が発生する場合、その税額を年金額から差し引くため、年金支払総額保証付終身年金でお受け取りになる年金の合計額が、保証金額を下回ることがあります。

■ 円支払特約A型

●年金・死亡給付金等を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円によりお支払いする特約です。

●ご契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際は死亡給付金受取人)のお申し出により、この特約を付加または解約することができます。

※年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合、年金は、つぎに到来する年金支払日から円によりお支払いします。ただし、年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときで、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月以内にこの特約を付加した際は、第1回の年金を円によりお支払いします。

年金支払開始日以後にこの特約を解約する場合、年金は、つぎに到来する年金支払日から契約通貨によりお支払いします。ただし、年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときで、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月以内にこの特約を解約した際は、第1回の年金を契約通貨によりお支払いします。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*1
死亡給付金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日
年金	毎年の年金支払日*2または請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	年金支払開始日*3または請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日

*1 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

*2 第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、第1回の年金については、その日となります。

*3 第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、その日となります。

5 年金のお支払いについて

年金の種類

名称	内容	支払金額	受取人
確定年金	一定期間にわたって年金をお支払いします。 年金支払期間は5年です。	年金額	年金受取人
年金支払総額保証付 終身年金	一生涯にわたって年金をお支払いします。 年金支払期間は終身です。		

※年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときは、ご契約日を年金支払開始日として、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日に第1回の年金をお支払いします。この場合、第1回の年金にマニュアル生命の定める利率(ご契約日に設定されている積立利率とは異なります。)で計算した利息をつけてお支払いします。

注意

- 年金は、年金支払日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。
※年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときは、第1回の年金は、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日から5営業日以内にお受け取りいただけます。
- 年金のご請求には、お手続きが必要です。
年金支払開始日の2ヵ月前頃にマニュアル生命からお手続きの書類を郵送いたしますので、年金支払開始日の前営業日までにご請求ください。
※年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときは、ご契約のお申し込み時にお手続きいただけます。

年金額の計算方法

- 年金額はつぎの式により計算されます。
年金額 = 年金支払開始日前日の積立金額*1 × 年金額算出率*2

*1 年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときは、一時払保険料相当額となります。
*2 ご契約日に設定されている年金額算出率が適用されます。

据置期間付円建年金に移行した場合

- 据置期間付円建年金に移行した場合、年金額は、年金支払開始日前日の積立金額と年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*等)により計算されます。移行時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。

※マニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*等)は、経済情勢の変化等の理由により、将来変更される可能性があります。
※年金額が5万円未満となる場合、年金のお支払いは行わず、年金支払開始日前日の積立金額を一時金でご契約者にお支払いします。
また、マニュアル生命の定める個人年金保険契約を通算し、同一被保険者について、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*等)により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。
* 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

年金の一括支払

確定年金の場合

- 年金支払開始日以後に、将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の一括支払を請求することができます。年金の一括支払による支払金額は、年金の一括支払の請求受付日(マニュアル生命が年金の一括支払の請求書類を受け付けた日*1)における年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価に市場価格調整率を乗じた金額です。年金の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。

$$\text{年金の一括支払による支払金額} = \text{年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価} \times \text{市場価格調整率}$$

*1 書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日

年金支払総額保証付終身年金の場合

- 年金支払開始日以後に、将来の年金のお支払いにかえて、支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金)の一括支払を請求することができます。年金の一括支払による支払金額は、年金の一括支払の請求受付日(マニュアル生命が年金の一括支払の請求書類を受け付けた日*2)における支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

$$\text{年金の一括支払による支払金額} = \text{支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

$$\text{解約控除額} = \text{支払保証部分の現価} \times \text{解約控除率}$$

*2 書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日

- 年金の一括支払を行った場合で、支払保証部分の最後の年金支払日後の年金支払日に被保険者が生存しているときは、継続して年金をお支払いします。年金の一括支払を行った後、被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。
- 据置期間が0年の場合の年金の一括支払は、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日からお取り扱いできます。

市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{ご契約日の積立利率}}{1 + \text{年金の一括支払の請求受付日の積立利率}^*1 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^*2}{12}}$$

*1 年金の一括支払の請求受付日をご契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率のことです。

*2 確定年金の場合の残存月数は、「年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日から最後の年金支払日の属する保険年度の末日までの月数」÷2 - 「年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日からその日を含めて年金の一括支払の請求受付日までの経過月数(月数未満切り捨て)」となります。
年金支払総額保証付終身年金の場合の残存月数は、「年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日から支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度の末日までの月数」÷2 - 「年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日からその日を含めて年金の一括支払の請求受付日までの経過月数(月数未満切り捨て)」となります。

解約控除

くわしくは [P.9「7.解約返戻金について」](#)をご覧ください。

【ご参考】年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額が、一時払保険料や保証金額を下回る場合の具体例

前提条件	年金の種類	:年金支払総額保証付終身年金	ご契約日の積立利率	:年2.00%…①
	契約年齢、性別	:60歳、男性	年金支払総額保証割合	:130%
	据置期間	:1年	年金額	:4,040豪ドル…②
	年金支払開始年齢	:61歳	保証金額	:133,320豪ドル…③
	一時払保険料	:100,000豪ドル		

ご契約日からの経過年数5年*で年金の一括支払を行った場合

*経過年数5年とは、ご契約日から5年が経過した契約応当日の前日時点を表しています。

- すでに支払事由の生じた年金の合計額：(② × 4回) = 16,160豪ドル…④
- 年金の一括支払時の支払保証部分：(③ - ④) = 117,160豪ドル (支払保証部分の現価：89,636豪ドル…⑤)
- 年金の一括支払時の残存月数：168ヵ月…⑥
- 年金の一括支払時の積立利率：年3.00%…⑦

●市場価格調整率：
$$\left(\frac{1 + \text{①}}{1 + \text{⑦} + 0.3\%} \right)^{\text{⑥}} = 83.73\% \dots \text{⑧}$$

●解約控除額：⑤ × 解約控除率5.0% = 4,481.80豪ドル…⑨

●年金の一括支払による支払金額：⑤ × ⑧ - ⑨ = 70,570.43豪ドル…⑩

●年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた年金の合計額：⑩ + ④ = 86,730.43豪ドル

年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた年金の合計額	一時払保険料	保証金額
86,730.43豪ドル	100,000豪ドル	133,320豪ドル

上記の例の場合、「年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた年金の合計額」が86,730.43豪ドルとなるため、一時払保険料(100,000豪ドル)や保証金額(133,320豪ドル)を下回ります。

！ ご注意

年金の一括支払を行った場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させる(市場価格調整)ため、年金の一括支払による支払金額は増減することがあります(年金の一括支払時の積立利率がご契約時と比較して高くなった場合には、年金の一括支払による支払金額は減少することがあります)。また、年金支払総額保証付終身年金の場合、支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。

したがって、年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

据置期間付円建年金に移行した場合

- 据置期間付円建年金に移行した場合の年金支払開始日以後、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価を一括でお支払いすることができます。この場合、市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。年金の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。

■ 指定代理請求人について

- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
※ご契約者が法人の場合、指定代理請求人を指定することはできません。
- 年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

■ 後継年金受取人について

- ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

6 被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容について

■ 年金支払開始日前

- 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金をお支払いします。

名称	内容	支払金額	受取人
死亡給付金	年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いします。	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額・基本保険金額・解約返戻金額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人

※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※死亡給付金の試算額等は、最新の「設計書」でご確認ください。

据置期間付円建年金に移行した場合

- 据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の積立金額を死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

！ ご注意

- 年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときは、死亡給付金のお支払いはありません。
- 契約通貨建の死亡給付金を円換算した場合、為替レートによってはお払い込みいただいた保険料の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。
- 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等は、死亡給付金等をお支払いいたしません。
※くわしくは、P.14「4.死亡給付金等をお支払いできない場合について」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご覧ください。

■ 年金支払開始日以後

- 被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金を年金受取人*にお支払いします。
*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されているときは後継年金受取人)にお支払いします。

名称	内容	支払金額	受取人
確定年金	年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合、年金支払期間が満了するまでお支払いします。	年金額	年金受取人
年金支払総額保証付終身年金	年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合、すでに支払事由の生じた年金の合計額が保証金額に達するまでお支払いします。		

！ ご注意

- この保険は、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金のお取り扱いはありません。

7 解約返戻金について

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。一部解約後の基本保険金額が契約通貨ごとに下表の金額を下回る場合、一部解約をお取り扱いできません。

契約通貨	金額
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル

！ ご注意

年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときは、ご契約の解約・一部解約のお取り扱いはありません。

- ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \frac{\text{積立金額} - \text{一部解約金額}^{*1}}{\text{積立金額}}$$

*1 一部解約金額は、市場価格調整・解約控除を適用する前の金額です。

- 解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日*2)の解約・一部解約時の解約に相当する部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

$$\text{解約返戻金額} = \left(\text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の解約・一部解約時の解約に相当する部分の積立金額} \times \text{市場価格調整率} \right) - \text{解約控除額}$$

$$\text{解約控除額} = \left(\text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の解約・一部解約時の解約に相当する部分の積立金額} \right) \times \text{解約控除率}$$

*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{ご契約日の積立利率}}{1 + \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立利率}^{*1} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*2}}{12}}$$

*1 解約計算基準日・一部解約計算基準日をご契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率のことです。

*2 確定年金の場合の残存月数は、「解約計算基準日・一部解約計算基準日からその日を含めて据置期間の満了日までの月数(月数未満切り上げ)」+「(年金支払期間の月数)-12」÷2となります。
年金支払総額保証付終身年金の場合の残存月数は、「解約計算基準日・一部解約計算基準日からその日を含めて据置期間の満了日までの月数(月数未満切り上げ)」+「(年金支払開始日から支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度の末日までの月数)-12」÷2となります。

解約控除

確定年金の場合

解約・一部解約時に、据置期間・ご契約日からの経過年数に応じて、解約に相当する部分の積立金額に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。年金の一括支払時に解約控除はかかりません。

- 据置期間：5年

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%

- 据置期間：10年

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%
ご契約日からの経過年数	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

年金支払総額保証付終身年金の場合

解約・一部解約時に、ご契約日からの経過年数に応じて、解約に相当する部分の積立金額に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。また、年金の一括支払時に、ご契約日からの経過年数に応じて、支払保証部分の現価に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%
ご契約日からの経過年数	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
ご契約日からの経過年数	10年超				
解約控除率	0.0%				

*1年以内とは、ご契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

！ ご注意

ご契約を解約した場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させる(市場価格調整)ため、解約返戻金額は増減することがあります(解約時の積立利率がご契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

据置期間付円建年金に移行した場合

- 据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中、ご契約者のお申し出により、ご契約を解約・一部解約することができます。

解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日*)の解約・一部解約時の解約に相当する部分の積立金額となります。この場合、市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。

*書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日
※解約した場合、ご契約は消滅します。

※一部解約後の積立金額が、50万円を下回る場合は、一部解約をお取り扱いできません。

※解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」でご確認ください。

8 引き受け条件について

■ 最低保険料と最高保険料

契約通貨	米ドル	豪ドル
最低保険料	20,000米ドル	20,000豪ドル
最高保険料	5億円相当額*	

*同一被保険者で、マニユライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約のご契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。
 ※同一の契約通貨における年金支払総額保証付終身年金特約の年金額を通算し、同一被保険者について、年金額が300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取り扱いはできません。

■ 保険料の払込通貨の取扱単位

保険料の払込通貨	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル
取扱単位	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル

※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。

■ 保険料の払込方法

一時払のみ

※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しております。

■ 年金の種類と保険期間

年金の種類	確定年金	年金支払総額保証付終身年金	
		年金支払総額保証 割合110%	年金支払総額保証 割合130%
保険期間	据置期間	5年・10年	0年～5年(1年単位)
	年金支払期間	5年	終身

※ご契約時に選択いただいた年金の種類および据置期間の変更はできません。

■ 被保険者の契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢

● 確定年金

据置期間	5年	10年
契約年齢	0歳～85歳	0歳～80歳
年金支払開始年齢*	5歳～90歳	10歳～90歳

*据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中、ご契約者のお申し出により、毎年の年単位の契約応当日に年金支払開始日を繰り上げた場合、年金支払開始年齢は上記の範囲と異なります。

● 年金支払総額保証付終身年金

据置期間	0年	1年	2年	3年	4年	5年
契約年齢	55歳～85歳					
年金支払開始年齢	55歳～85歳	56歳～86歳	57歳～87歳	58歳～88歳	59歳～89歳	60歳～90歳

※年金支払開始年齢は、被保険者の契約年齢に据置期間を加算した年齢です。

■ 年金受取人

ご契約者または被保険者

※年金支払総額保証付終身年金の場合で据置期間が0年のときは、お申し込みの際の年金受取人はご契約者に限ります。

■ 告知について

告知していただく事項はありません。

■ 保障の責任開始期

マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(ご契約日)とします。

●ご契約の具体的な内容については、「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」にてご契約内容を必ずご確認ください。

●ご契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨、年金の種類、据置期間または年金支払開始年齢によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

9 契約者配当金について

契約者配当金はありません。

10 為替リスクについて

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

11 諸費用について

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および年金の一括支払時に解約控除がかかる場合や外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

また、据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中には年金管理費がかかります。

※くわしくは [P.13「この保険にかかる費用はつぎの通りです」](#)(注意喚起情報)をご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎの通りです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および年金の一括支払時に解約控除がかかる場合や外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。また、据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中には年金管理費がかかります。

■ 保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■ 解約・一部解約時および年金支払総額保証付終身年金の年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時および年金支払総額保証付終身年金の年金の一括支払時にご契約日からの経過年数等に応じてご負担いただきます。なお、確定年金の年金の一括支払時にご負担いただく費用はありません。

項目	費用		
解約控除	確定年金 (据置期間:5年)	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて5.0%~3.0%の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日*2に解約に相当する部分の積立金額*1に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。
	確定年金 (据置期間:10年)	解約に相当する部分の積立金額*1に、経過年数に応じて7.0%~2.5%の解約控除率を乗じた金額	
	年金支払総額 保証付終身年金		

*1 年金支払総額保証付終身年金の年金の一括支払の場合は、支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金)の現価とします。

*2 年金支払総額保証付終身年金の年金の一括支払の場合は、年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日とします。

※市場価格調整および解約控除に関するくわしい内容については、**P.5「5.年金のお支払いについて」**(契約概要)、**P.9「7.解約返戻金について」**(契約概要)および「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご覧ください。

※据置期間付円建年金への移行後の解約・一部解約時および年金の一括支払時に市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際に、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。
 - 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
 - つぎの①~④の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、⑤の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
- ① 「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
 - ② 「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
 - ③ 「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
 - ④ 「円建年金移行特約」を付加し、据置期間付円建年金への移行に際して、解約返戻金額を円に換算する場合
 - ⑤ 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の 為替レート	契約通貨の TTM - 1銭	契約通貨の TTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「円建年金移行特約」の 為替レート	契約通貨のTTM - 50銭	
⑤ 「保険料米ドル入金特約A型」等の 為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

※2019年5月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

■ 据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	
年金管理費 〔年金支払の管理にかかる費用〕	責任準備金額に0.4%を 乗じた金額	年金支払日に責任準備金 から控除します。

この保険にはリスクがあります

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、解約返戻金額*または年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について

- 生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご検討くださるようお願いいたします。
 - お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
 - ◆保険料の払込通貨に関する特約のいずれか1つを付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた場合には、お払い込みいただいた通貨にてお返しします。
 - ◆お返しする通貨が外貨の場合、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
 - つぎの場合には、お申し込みの撤回等のお取り扱いができません。
 - (1)ご契約者が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
 - (2)当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき
- ※お申し込みの撤回等に関するくわしい内容については、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご覧ください。

2 告知義務について

- ご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マニユライフ生命の職員またはマニユライフ生命で委任した者が、死亡給付金等のご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等についてご確認にお伺いすることがあります。

3 保障の責任開始期について

- マニユライフ生命が保険契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時にさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日をご契約日とします。
- 生命保険募集人は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

- つぎのような場合等には、死亡給付金等のお支払いをいたしません。
 - ・責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺等の免責事由に該当した場合
 - ・保険契約者、死亡給付金受取人がこの保険契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大な事由により保険契約が解除された場合
 - ・保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取消となった場合
 - ・保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金の請求状況等から判断して、保険契約者が死亡給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合

5 解約・一部解約について

- 解約・一部解約に関するくわしい内容については、P.9「7.解約返戻金について」(契約概要)に記載しておりますのでご覧ください。

6 年金の一括支払について

- 年金の一括支払に関するくわしい内容については、**P.5**「5.年金のお支払いについて」(契約概要)の「■年金の一括支払」に記載しておりますのでご覧ください。

7 この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険会社の保険契約者保護制度の対象となります)。

8 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります

- 現在の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点についてご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - ・新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺による死亡の場合等、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

10 税務のお取り扱いについて

税務上の換算レート

この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。ただし、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、従来の円建の生命保険と同様にお取り扱いいたします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(源泉分離課税)	解約計算基準日	TTB
	所得税(一時所得)		TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日*3	TTM

- *1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。
- *2 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただいた場合、一時払保険料は、そのお払い込みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。
- *3 第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、第1回の年金については、その日となります。

■「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金等は下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*4
死亡給付金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日(第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、第1回の年金については、その日。)」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日(第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、その日。)」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日」のいずれか遅い日

*4 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

ご契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
 ※一時払のため、契約初年度のみ適用となります。

年金支払開始日前

■ 解約および一部解約(差益のある場合)

年金の種類	契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
確定年金	20.315%源泉分離課税*	所得税(一時所得) + 住民税
年金支払総額保証付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

*税率20.315%は、復興特別所得税が付加された税率です。

■ 被保険者死亡の場合

● 死亡給付金

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

年金支払開始日以後

■ 年金および年金の一括支払

年金の種類	年金でのお支払い	年金の一括支払
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
年金支払総額保証付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

<ご注意>

外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「ご契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の合計額や解約返戻金額等が、一時払保険料を下回ることがあります。

ご参考

- 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上のお取り扱いについて
相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。
※年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。
- 一時所得について
他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額 = { 収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円) } × 1/2

税務上のお取り扱いについては、2019年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。
個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

11 死亡給付金・年金のお支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金・年金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニュアル生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が年金受取人の場合で、年金受取人が年金を請求できないマニュアル生命の定める事情があるときは、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定してください(くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください)。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、併せてご確認ください。

12 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

- 各種手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、マニュアル生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。



マニュアル生命投資型商品カスタマーセンター
TEL. 0120-925-008
受付時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページ: <http://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益に保護を図っております。

その他ご注意いただきたい事項

年金の種類が年金支払総額保証付終身年金の場合、年金の合計額が一時払保険料、年金原資*および保証金額に達する

*年金支払開始日前日の積立金額。ただし、据置期間が0年の場合は、一時払保険料相当額。

【ご参考】年金の合計額が一時払保険料、年金原資および保証金額に達するまでにかかるご契約日からの年数の

【前提条件】 ●契約通貨：米ドル ●性別：男性 ●一時払保険料：100,000米ドル ●積立利率：年2.20%

※下記の年数は、1年未満を切り上げて記載しています。
 ※年金原資は、1米ドル未満を切り捨てて記載しています。
 ※一部解約がなかった場合です。また、取引にかかる費用や税金は考慮しておりません。

■年金支払総額保証割合110%

据置期間0年の場合

契約年齢	年金支払開始年齢	年金額算出率	年金原資	保証金額	年金額	年金の合計額が一時払保険料に達するまでの年数	年金の合計額が年金原資に達するまでの年数	年金の合計額が保証金額に達するまでの年数
55歳	55歳	4.13%	100,000米ドル	111,510米ドル	4,130米ドル	25年		27年
60歳	60歳	4.47%		111,750米ドル	4,470米ドル	23年		25年
65歳	65歳	4.87%		112,010米ドル	4,870米ドル	21年		23年
70歳	70歳	5.34%		112,140米ドル	5,340米ドル	19年		21年
75歳	75歳	5.90%		112,100米ドル	5,900米ドル	17年		19年
80歳	80歳	6.58%		111,860米ドル	6,580米ドル	16年		17年
85歳	85歳	7.41%		111,150米ドル	7,410米ドル	14年		15年

据置期間5年の場合

契約年齢	年金支払開始年齢	年金額算出率	年金原資	保証金額	年金額	年金の合計額が一時払保険料に達するまでの年数	年金の合計額が年金原資に達するまでの年数	年金の合計額が保証金額に達するまでの年数
55歳	60歳	4.47%	111,494米ドル	124,600米ドル	4,984米ドル	26年	28年	30年
60歳	65歳	4.87%		124,890米ドル	5,430米ドル	24年	26年	28年
65歳	70歳	5.34%		125,034米ドル	5,954米ドル	22年	24年	26年
70歳	75歳	5.90%		125,001米ドル	6,579米ドル	21年	22年	24年
75歳	80歳	6.58%		124,729米ドル	7,337米ドル	19年	21年	22年
80歳	85歳	7.41%		123,930米ドル	8,262米ドル	18年	19年	20年
85歳	90歳	8.01%		125,034米ドル	8,931米ドル	17年	18年	19年

までには長期の期間を要しますので、長期の運用、長期のお受け取りを前提にこの保険をご検討ください。

シミュレーション

【前提条件】 ●契約通貨：米ドル ●性別：男性 ●一時払保険料：100,000米ドル ●積立利率：年2.20%

※下記の年数は、1年未満を切り上げて記載しています。
 ※年金原資は、1米ドル未満を切り捨てて記載しています。
 ※一部解約がなかった場合です。また、取引にかかる費用や税金は考慮しておりません。

■年金支払総額保証割合130%

据置期間0年の場合

契約年齢	年金支払開始年齢	年金額算出率	年金原資	保証金額	年金額	年金の合計額が一時払保険料に達するまでの年数	年金の合計額が年金原資に達するまでの年数	年金の合計額が保証金額に達するまでの年数
55歳	55歳	3.88%	100,000米ドル	131,920米ドル	3,880米ドル	26年		34年
60歳	60歳	4.11%		131,520米ドル	4,110米ドル	25年		32年
65歳	65歳	4.35%		130,500米ドル	4,350米ドル	23年		30年
70歳	70歳	4.53%		131,370米ドル	4,530米ドル	23年		29年
75歳	75歳	4.69%		131,320米ドル	4,690米ドル	22年		28年
80歳	80歳	4.83%		130,410米ドル	4,830米ドル	21年		27年
85歳	85歳	4.84%		130,680米ドル	4,840米ドル	21年		27年

据置期間5年の場合

契約年齢	年金支払開始年齢	年金額算出率	年金原資	保証金額	年金額	年金の合計額が一時払保険料に達するまでの年数	年金の合計額が年金原資に達するまでの年数	年金の合計額が保証金額に達するまでの年数
55歳	60歳	4.11%	111,494米ドル	146,656米ドル	4,583米ドル	27年	30年	37年
60歳	65歳	4.35%		145,530米ドル	4,851米ドル	26年	28年	35年
65歳	70歳	4.53%		146,479米ドル	5,051米ドル	25年	28年	34年
70歳	75歳	4.69%		146,440米ドル	5,230米ドル	25年	27年	33年
75歳	80歳	4.83%		145,422米ドル	5,386米ドル	24年	26年	32年
80歳	85歳	4.84%		145,719米ドル	5,397米ドル	24年	26年	32年
85歳	90歳	4.84%		145,719米ドル	5,397米ドル	24年	26年	32年